

発議第2号

岩出市議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正について

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第109条第6項及び岩出市議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

令和7年9月18日提出

(提出者)

議会運営委員会

委員長 福 岡 進 二

岩出市議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正について

岩出市議会の個人情報の保護に関する条例（令和４年岩出市条例第２２号）の一部を次のように改正する。

目次中「第３条」を「第２条」に、「第４条」を「第３条」に改める。

第２条第１０項中「第２条第８項」を「第２条第９項」に改める。

第１２条第５項の表第３８条第１項第１号の項中「第２条第９項」を「第２条第１０項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。